

自動車税と住所変更について

自動車税は、毎年4月1日現在の自動車の所有者に1年分を納めていただく税金で、青森県では6月に課税しています。

自動車税の納税通知書は、原則として車検証に記載されている住所にお送りしています。自動車をお持ちの方は、引っ越しなどで住所が変わったときには、運輸支局で住所の変更登録をする必要があります。3月中にこの変更登録をしていただくと、自動車税の納税通知書も変更後の住所に送られることとなります。

すぐに変更登録の手続きができない事情がある場合は、下北地域県民局県税部まで新しい住所をお知らせください。

また、自動車税の住所変更の届出は県税ホームページでも受付しています。

https://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/027_jidousha_juushohenkou.html

【お問合せ】 下北地域県民局県税部納税管理課

☎ 22-8581 (内線210、211)

平成31年度 国家公務員「国税専門官採用試験」(大学卒業程度)のお知らせ

仙台国税局では、バイタリティーあふれる国税専門官を募集しています。

国税専門官は、国の財政を支える重要な仕事を担い、税務署などにおいて、調査・徴収・検査や指導などを行う税務のスペシャリストです。

【受験資格】

- 1 平成元年4月2日から平成10年4月1日生まれの方
- 2 平成10年4月2日以降生まれの方で次に掲げる方
 - (1) 大学を卒業した方および平成32年3月までに大学を卒業する見込みの方
 - (2) 人事院が(1)に掲げる方と同等の資格があると認める方

【受験申込受付期間】

平成31年3月29日(金)から4月10日(水)まで

【受験申込方法】

受験申込みはインターネット申込みとする。

国家公務員試験採用情報NAVI (<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>)

【第1次試験日】

平成31年6月9日(日)

【お問合せ】 仙台国税局人事第二課試験研修係

☎ 022-263-1111 内線3236

人事院東北事務局

☎ 022-221-2022

青森県最低賃金改定のお知らせ

必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も

- 1 青森県最低賃金が改定されました。金額などは次のとおりです。

時間額 762円 (平成30年10月4日から)
- 2 青森県最低賃金は、青森県内で働く全ての労働者に適用されます。
- 3 製造業と小売業の一部には、特定(産業別)最低賃金が定められています。
- 4 詳しくは、青森労働局ホームページからご覧になれます。

(<https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/>)

【お問合せ】 青森労働局労働基準部賃金室

☎ 017-734-4114 FAX 017-734-5821